

広島県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、東広島市選挙管理委員会から報告があつた。

令和五年八月三日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
東広島市三ツ城地域センター	東広島市西条下見五丁目4番8号	令和5年7月21日
東広島市西志和地域センター	東広島市志和町七条椀坂1737番地1	令和5年7月21日